

# 公益財団法人岡山県スポーツ協会旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）の業務のために出張する本会の専務理事及び職員（嘱託職員、嘱託技術員、臨時的任用職員、スポーツ推進スタッフを含む。以下「職員等」という。）に対して支給する旅費に関し必要なことを定める。

## (用語の定義)

第2条 この規定において「出張」とは、職員等が本会の業務のため一時その在勤所を離れて旅行することをいうものとする。

## (旅費の支給)

第3条 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し旅費を支給する。

## (旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

## (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費とする。

ただし、外国旅行の旅費については、その都度別に定める。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 7 旅行雑費は、一日当たりの定額により支給する。

## (旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、旅行命令権者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第7条 旅費計算上の旅行日数は、原則として旅行のために現に要した日数による。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く。

## (旅費の請求)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、出納責任者に提出しなければならない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後速やかに、旅費の精算をしなければならない。
- 3 出納責任者は、前項の精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

## (鉄道賃)

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」と

いう。)、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
  - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号の規定する運賃のほか、急行料金
  - (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
  - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。
- 4 鉄道賃(急行料金を除く。)の額は、県内を旅行する場合は、旅客運賃のみとする。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
  - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
  - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
  - (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 船賃の額は、県内を旅行する場合は、旅客運賃のみとする。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第12条 車賃の額は、自家用車を公務使用した場合、1キロメートルにつき25円とする。ただし、実費額が不明であること、その他やむを得ない事情がある場合には、路程に応じて1キロメートルにつき定額37円を支給する。

- 2 路程は、往路から帰路の全路程を通算し、1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て計算する。
- 3 宿泊を要する場合は、車賃のほか宿泊料定額のみ支給する。
- 4 同乗した職員等については、車賃は支給せず、その他は同様とする。

(宿泊料)

第13条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(旅行雑費)

第14条 旅行雑費の額は、県外出張において、一日当たり一律1,100円を支給する。

(旅費の調整)

第15条 出納責任者は、職員等が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(準用規定)

第16条 職員等以外の者が本会の依頼に応じ業務の遂行を援助するため旅行した場合、その他旅行命令権者が特に必要と認めた場合には、職員等の例に準じ旅費を支給することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年3月29日から施行する。
- 3 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 宿泊料

宿泊料(一夜につき)	
甲地方	乙地方
10,900円	9,800円

参考1 宿泊料「甲地方」一覧表

埼玉県	さいたま市
千葉県	千葉市
東京都	特別区
神奈川県	横浜市 川崎市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市
兵庫県	神戸市
広島県	広島市
福岡県	福岡市